

湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年(1月28日

湯河原町長

内藤喜文

### 湯河原町条例第29号

湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例

第1条 湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和36年湯河原町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第2条 湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。